

レンタル用ダストコントロールマットの取扱に関する自主基準

1. 楽　　旨

当協会が環境に配慮した製品を推奨することにより、消費者の環境配慮の目安となるエコマーク認定について、(公財)日本環境協会エコマーク事務局が、平成16年7月1日付基準改定の中で、レンタル用ダストコントロールマットの取扱基準を定めたのを機会に、これ等基準を前提に協会会員相互の自主基準を定め、消費者に対する理解と洗浄・加工技術及び品質・サービスの向上を図る。

2. レンタル用ダストコントロールマットの取扱に関する自主基準

(1) 目　　的

この基準はレンタル用ダストコントロールマット（以下「レンタルマット」という。）の取り扱いに関し、会員各社が自主的に遵守すべき基準を定めもってレンタルマットの耐久性及び機能の確保ならびに製品の品質向上を図ることを目的とする。

(2) 取扱基準

- ① レンタルマットの取扱については、常に衛生的処理が行われるよう整備すると共に、排水処理に当たっても水質汚濁防止法または下水道法等関係法令に適合する排水処理設備を備えるなど法令遵守のもとに処理すること。
- ② レンタルマットは実績として平均40回以上繰り返し使用されていること。また、製品は繰り返し使用に耐える設計がなされていること。
なお、繰り返し使用（以下「レンタル耐久性」という）試験基準は別紙1「マットのレンタル耐久性基準」に定めるとおりとする。
- ③ レンタルマットの製品に使用される纖維は製品の外面積の40%以上であること。
- ④ レンタルマットのダストコントロール性能は別紙2「レンタルマットのダストコントロール性能基準」を満たしていること。
- ⑤ レンタルマットは製品を回収するシステムが確立（再使用可能）し、その情報表示または情報公示がなされていること。

3. レンタルマットのエコマーク認定申請の取り扱い

＜取扱手続＞

- (1) 申請用紙は(公財)日本環境協会事務局が定める「エコマーク認定使用申込書」とする。
- (2) 会員各社は次の事項についての証明が必要な場合は、別紙様式1により、一般社団法人日本ダストコントロール協会理事長（以下「協会」という）宛に申請する。
 - ①協会が定めたレンタル耐久性試験基準を満たしていること。
 - ②製品を回収するシステムが確立（再使用可能）し、その情報表示または情報公示がなされていること。
- (3) 協会は会員各社より申請があった場合は、協会技術委員会又は学識経験者等の意見を参考に審査のうえ、別紙様式2によりレンタルマット適合証明書を発行する。なお、上記以外の原材料供給証明書、纖維の遊離ホルムアルデヒド等の証明については、別途、他の機関で受けるとのとする。
- (4) (一社)日本ダストコントロール協会「正社員之証」として広く認知されている「D C」マークを認定商品と併せ使用する場合はエコマーク商品認定通知書を添え、別紙様式3「D C」マーク使用届出書を協会宛に提出する。

マットのレンタル耐久性試験基準

1. 洗濯試験方法

(1) 洗濯条件

- ① 洗濯機：100kg負荷以上のバッチ式洗濯機 または
50kg負荷以上の連続式洗濯機
- ② 試験マット：5枚
- ・大きさ：おおむね75cm×90cm または 90cm×150cm の大きさ
 - ・試験マット枚数：5枚
 - ・洗濯負荷量：バッチ式：80%負荷以上100%負荷以下
連続式：同上
 - ・乾燥機：100kg負荷以上のバッチ式乾燥機

(2) 洗濯・乾燥工程

【バッチ式】

工程 No.	工程名	水位	温度(℃)	時間(分)	薬品
1	洗濯	中	40	10	洗浄剤
2	すすぎ	高	常温	2	—
3	すすぎ	高	常温	2	—
4	すすぎ	高	常温	2	—
5	脱水	—	—	7	—
6	乾燥	—	70	20	—

温度、時間の各数値は最小値。

【連続式】

工程 No.	工程名	温度(℃)	時間(分)	薬品
1	予洗	35	2	洗浄剤
2	予洗	常温	2	—
3	予洗	40	2	—
4	予洗	常温	2	—
5	本洗	40	2	洗浄剤
6	本洗	常温	2	—
7	本洗	40	2	—
8	すすぎ	常温	2	—
9	すすぎ	常温	2	—
10	すすぎ	常温	2	—
11	脱水	—	2	—
12	乾燥	70	20	—

温度、時間の各数値は最小値。

2. 判定基準

「1. 洗濯試験方法」に従って、試験マット5枚について50回繰り返し洗濯した後、全数が以下の6項目を満たしていること。

50回洗濯乾燥を終了したマットは、乾燥終了後、直ちに乾燥機から取り出し、フラットな床面に30分以上放置して冷却したのを確認した後、マットの判定を行う。

(1) マットが破断していないこと

マットの破断は、フラットな床面に置いたマットを目視にて観察し、破断が確認出来ず、なおかつ、長手方向の一端を両手で持ち、マットを上に持ち上げた時に、破断が確認出来ない状態を合格とする。

(2) マット周囲に波打ちがないこと

マットの波打は、フラットな床面に置いたマットを目視にて観察し、床面と周縁ゴムに隙間がない状態か、床面と周縁ゴムの隙間が5mm以下の状態を合格とする。

(3) パイルの抜けがないこと

パイルの抜けは、フラットな床面に置いたマットを目視にて観察し、パイルの抜けがない状態、及び、飛び出したパイルを手でつまんだときに、パイルが抜けない状態を合格とする。

(4) マット生地とバッキングゴム間に大きな剥離がないこと

マット生地とバッキングゴム間の剥離は、

周辺部：5mm以下

角部：10mm以下

を合格とする。

(5) バッキングゴム側にパイルなど纖維の露出や飛び出しが無いこと

バッキングゴム面のパイルの飛び出しほは、マットを裏返した状態で、ゴム面を目視にて観察し、パイルや基布等の纖維の飛び出しや露出がない状態を合格とする。

(6) バッキングゴムに大きな亀裂がないこと

バッキングゴムの亀裂は、マット生地の裏面部にはパイルや基布等の纖維の飛び出しや露出がない程度であることと、なおかつ周縁ゴム部には無いことを合格とする。

(別紙 2)

レンタルマットのダストコントロール性能基準

1. ダスト保持性能 マット「ダスト付着量」 $0.5 \text{ g} / 100 \text{ cm}^2$ 以上
2. 吸着剤の移行量 $0.10 \text{ g} / 25 \text{ cm}^2$ 以下

吸着剤：ダスト捕集・保持油剤

試験方法：ダストコントロール製品規格試験法

(別紙様式 1)

一般社団法人日本ダストコントロール協会
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日
会 社 名 ○ ○ ○ ○

レンタル用ダストコントロールマット適合証明申請書

当社の下記の商品につき、貴協会の定める基準により(公財)日本環境協会エコマーク事務局にエコマークの認定申請を行いたく、下記の関連書類を添えて申請いたします。

商品名

添付書類

担当者氏名 _____

(別紙様式2)

D C 発 第 号
平成 年 月 日

株式会社○○○○○

○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人日本ダストコントロール協会
理 事 長 ○ ○ ○ ○

レンタル用ダストコントロールマット適合証明書

平成○年○月○日付をもって申請のあった標記について審査の結果、「レンタル用ダストコントロールマットの取扱に関する自主基準」に定める事項をすべて満たしていることを証明する。

(別紙様式3)

一般社団法人日本ダストコントロール協会
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日
会 社 名 ○ ○ ○ ○

「」マークの使用について

レンタル用ダストコントロールマットのエコマーク使用について、平成○年○月○日をもって(公財)日本環境協会エコマーク事務局より認定を受けたので、同商品について貴協会の「」マークを使用することについて別紙エコマーク認定書を添えて届出いたします。